

令和7年度愛媛地方最低賃金審議会第4回愛媛県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和7年9月1日（月）午前9時58分～午前11時59分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 2名	定数 3名
	労働者代表委員	出席 3名	定数 3名
	使用者代表委員	出席 3名	定数 3名
主要議題	1 金額審議 2 その他		
議事要旨			
本会議は《公開・ 非公開 》 {但し、二者間の金額審議は非公開}			
1 金額審議			
(1) 労働者側の主張（5回目、最終提示。）			
○ 本日結審に向けた歩み寄りとして、79 円引き上げた 1,035 円（引き上げ率 8.26%）を提示する。			
○ 最低賃金近傍で働く労働者の生活を守るという最低賃金法の趣旨をからすると、やはり生活費を重視して最低賃金を決めるべきである。その他、他県との格差是正問題も無視できない。			
○ 発効日については、他県では来年発効のところも出ているが、やはり愛媛では法定発効を目指した。			
(2) 使用者側の主張（5回目、最終提示。）			
○ 本日結審に向けた歩み寄りとして、64 円引き上げた 1,020 円（引き上げ率 6.69%）を提示した上で、発効日を令和7年12月1日指定日で願います。			
○ 発効日を12月1日とする理由は、①国の重点支援の内容が不明であり、対応策を検討する猶予が必要であること②昨年を上回る引上げに対応する準備期間が必要であること③就業調整の影響を緩和する必要があること④他県と比較して、突出して後ろ倒しになっているわけではないこと、以上である。			
(3) 公益案の提示			
○ 労使の歩み寄りを促したものの、これ以上の金額の提示は行われなかったため、労使双方から公益案提示の了解を得た上で、公益委員の間で公益案の検討を行った。			
○ 労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払い能力について、各種統計資料及び労使の主張を考慮した結果、今年度は生計費を重視するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることを考慮した。地域間格差を是正して愛媛県からの人口流出を防ぐとともに、Bランクである愛媛がCランク県より下回っている状況の解消を重視した。			
○ 加えて、昨年の引上げ額が 59 円で、今年はそれを上回る公益案を提示するにあたって、事業者が賃上げの原資を確保する猶予等々が必要と考え、法定発効ではなく、猶予を設けた指定日発効が妥当であると考えた。			
○ 現行の愛媛県最低賃金 956 円から 77 円引き上げた時間額 1,033 円（引き上げ率			

8.05%)、発効日令和7年12月1日指定日発効を公益案として提示した。

(4) 採決

- 公益案について採決した結果、全会一致で結審に至った。

(5) 使用者側委員からの要望

- 地方の中小企業・小規模事業者には、原材料価格等のコスト上昇、防衛的な賃上げと急激な最低賃金額上昇による労務費の増大の中で、十分に価格転嫁ができていない業種もある。今年も他県との地域間格差解消に比重をおいての検討をせざるを得ない状況があったので、本来的には賃金の伸び率とパラレルの関係で引き上げていくべき最低賃金がそれ以上の引上げとなっており、事業者の能力以上の負担にならないか心配している。そこで、事業者の負担軽減のための更なる実効性のある支援策の検討として、

- ① 業務改善助成金を更に活用しやすくするための時間的余裕のある制度への改善や設備の増設要件緩和等の制度拡充、
- ② 二極化が進んでいるとされる労務費等の価格転嫁問題を踏まえた、中小企業・小規模事業者のための価格転嫁交渉の支援、
- ③ いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境整備について、政府としてのなお一層の取組をお願いしたい旨の要望があった。

- 専門部会各委員了承のもと、当該要望を報告書に盛り込むこととした。

(6) 答申

- 最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、愛媛県最低賃金専門部会の決議をもって愛媛地方最低賃金審議会の決議としたため、愛媛地方最低賃金審議会会長から愛媛労働局長あての答申文を、部会長から労働基準部長へ手交した。

2 その他

事務局より、本日午後2時から第3回本審を行うことを説明した。

以上